平成２５年（フ）第２９２号
茨城県筑西市茂田753番地14
債務者　濱野　友宏
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２９３号
茨城県坂東市岩井1282番地１
債務者　張替　幸代（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３０１号
茨城県下妻市下木戸404番地
債務者　須藤　理恵
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２号
茨城県古河市上辺見3313番地
債務者　荒川　　瞬
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６３０号
神奈川県平塚市纏297番地の12　フレアウエスト102号、前住所神奈川県平塚市纏661番地の１　A
債務者　秋山　　貴
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６３１号
神奈川県平塚市纏297番地の12　フレアウエスト102号、前住所神奈川県平塚市纏661番地の１　A
債務者　秋山　えみ
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７号
神奈川県厚木市旭町４丁目17番５―104号
債務者　田原　新一
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１００号
新潟県上越市新光町２丁目８番39号まうゆⅡ103号
債務者　福原　　悠
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１０６号
新潟県妙高市大字赤倉549番地57
債務者　藤田美津子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１１１号
新潟県妙高市美守１丁目15番17号
債務者　岩澤　吉美（旧姓川野名）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３７６号
山梨県笛吹市御坂町上黒駒1364番地
債務者　弦間　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
山梨県韮崎市富士見１丁目10番23号　フォーブル中村201号室、住民票上の住所山梨県甲斐市龍地6644番地１
債務者　長田　誠子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
山梨県甲斐市西八幡1707―１　グループホームカーサ西八幡、住民票上の住所山梨県甲斐市竜王1487番地１
債務者　岩下　信章
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
長野県茅野市泉野5931番地98　サンレスト蓼科101号
債務者　長渡　明久
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３０４号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目５番地１　押草団地112棟303号
債務者　岩本　博子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３３７号
名古屋市中川区福川町１丁目１番地の10、従前の住所愛知県津島市蛭間町字桝田258番地
債務者　水野　**浩**一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３４５号
名古屋市西区南堀越１丁目10番５号
債務者　鵜飼　伸仁
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部